

17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には【配列表】の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、【配列表フリーテキスト】の見出しを付す。

18 明細書（配列表は除く。）には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「**【**及び**】**」を付した4桁のアルファベット数字で【0001】、【0002】のように連続した段落番号を付す。この場合において、【技術分野】、【背景技術】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【発明を実施するための最良の形態】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、【図面の簡単な説明】、【符号の説明】又は【配列表フリーテキスト】の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、【特許文献1】、【非特許文献1】、【化1】、【数1】、【表1】、【図1】のような番号の次に段落番号を付してはならない。

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

様式第29の2（第24条の4関係）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

【備考】

1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。

3 書き方は左横書き、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさと、タイプライター等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができるように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「**【**」**】**及び「**」**は用いてはならない（欄名の前後に「**【**」及び「**】**」を用いるときは除く。）

5 特許請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行うてはならない。

7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して特許請求の範囲の記載に代えてはならない。

8 技術用語は、学術用語を用いる。

9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。

11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本語の次に括弧をしてその原語を記載する。

12 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。

13 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。

14 「特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。

イ 「特許請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならぬ。

ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。

ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。

ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。

ホ 請求項に付す番号は、【請求項1】、【請求項2】のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。

15 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に【化1】、【化2】のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に【数1】、【数2】のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に【表1】、【表2】のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

特許庁 特許手続規則 第11条第1項第1号

1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。

2 【書類名】 外国語特許請求の範囲

3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

【提出物件の目録】

提出物件の目録	提出物件の目録
【物件名】	【物件名】
【物件名】	【物件名】
【物件名】	【物件名】
【物件名】	【物件名】

【提出物件の目録】

提出物件の目録	提出物件の目録
【物件名】	【物件名】
【物件名】	【物件名】
【物件名】	【物件名】
【物件名】	【物件名】